

平成 19 年 3 月 9 日

お客様各位

オムニコ株式会社  
代表取締役社長 伊藤 壽章

### 弊社に対する行政処分についてのお詫びとご報告

拝啓 平素は格別のご愛顧を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、平成 17 年 9 月 27 日より商品取引所法第 231 条第 1 項の規定に基づいて実施された農林水産省及び経済産業省による業務検査の結果、法第 232 条第 1 項の規定に基づく業務改善命令、並びに法第 232 条第 2 項に該当する事実（勧誘の適否の審査に当たり、一部顧客属性の把握に不備がありながら、取引契約を行っていたこと他 2 件）及び法第 236 条第 1 項に該当する事実（商品取引受託業務許可申請書に記載された純資産額及び添付書類の純資産額に関する調書の記載内容の誤り他 2 件）が認められたことにより、下記の期間における商品取引受託業務の停止命令を受けることとなりました。

期間中におきましては、お客様からの新規建玉はお受けできませんが、決済（仕切注文）に関しましては支障なくお受けさせていただきます。

お客様には多大なご迷惑やご心配をお掛けすることとなり、誠に申し訳ございません。このような事態を招きましたことを深く反省し、今回の処分を経営陣以下全社員が厳粛に受け止め、社員教育の徹底、コンプライアンス意識を一層高めますとともに、法令順守体勢の強化を図り、従業員一丸となってお客様の信頼を回復するよう、懸命に努力して参る決意でございます。

重ねて、深くお詫びを申し上げますとともに、皆様のご支援ご鞭撻のほど心よりお願い申し上げます。

敬具

記

#### 【受託業務停止期間】

平成 19 年 3 月 19 日から同年 4 月 10 日まで（16 営業日）

但し、取引の決済（仕切注文）の場合を除く。

以上